

三世代同居・近居助成事業

事業概要	三世代同居・近居するための住宅取得又はリフォーム工事を行う場合の費用の一部を補助する事業です。
目的	町外在住の子世帯と町内在住の親等の世帯が町内で同居又は近居（輪之内町内）するために住宅を取得する場合等にその費用の一部を補助することにより、若年世代の転入を促進し、生産年齢人口及び転入人口を増やすことで、町全体の人口減少に歯止めをかけるとともに、親・子・孫からなる三世代同居近居世帯の増加を推進し、地域社会の活性化に資することを目的として実施します。
補助メニュー	住宅取得補助金及びリフォーム補助金の2種類です。

● 用語の説明

子世帯	補助金の交付の申請日（以下「申請日」という。）において、同一世帯内で義務教育修了前の子ども（出産予定であることが母子手帳等で確認でき、出生後に同居する予定の子どもを含む。以下「孫」という。）と同居している親子世帯をいいます。
親等の世帯	子のいずれかの父母（継父母含む）又は祖父母の世帯をいいます。
三世代世帯	親等の世帯及び子世帯が住宅取得後若しくはリフォーム工事後に同居若しくは近居する世帯をいいます。
親等	子のいずれかの父母（継父母含む）又は祖父母をいいます。
リフォーム工事	住宅の修繕、改築、増築、模様替えまたは住宅の機能向上のために行う補修、改造若しくは設備改善のための工事をいいます。

● 住宅取得補助金

1 補助対象者	次に掲げる要件のすべてを満たす三世代世帯とします。 (1) 申請日において、親等が継続して3年以上町内に居住（現に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく住民登録を行っていること。）していること。ただし、介護保険施設、在宅とされる施設及びこれに準ずる施設に入所または入居している場合は除きます。 (2) 子世帯が継続して1年以上町外に居住した後に、住宅の取得に伴い町外から町内に転入していること、又は輪之内町内の集合住宅に居住している者で転入後3年を経過していない者が、住宅の取得をし引き続き輪之内町に居住している場合。 (3) 三世代世帯の構成員の全員が、納期限が到来している町税を完納していること。 (4) 三世代世帯の構成員の全員が、同一住宅について、当該補助金交付要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。 (5) 三世代世帯の構成員の全員が、暴力団員による不当な行為防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。
2 交付の対象となる住宅	次に掲げる要件の全てを満たすものとします。 (1) 子世帯が居住するために町内に所有するもので、子の名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅であること。 (2) 平成28年4月1日以降の当初契約に基づく新築または売買により町内に取得した住宅であること。 (3) 取得した住宅の床面積が50平方メートル以上であること。
3 対象となる経費	対象となる経費は、次に掲げるものとします。 (1) 住宅取得に係る売買契約金額又は建築工事請負契約金額 (2) その他町長が認める経費
4 補助金の交付額	住宅取得補助金の交付額は、30万円を上限とし、3の補助対象経費に10分の1を乗じた額（1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とします。

5 交付申請	<p>2の住宅を取得した子で、住宅取得補助金の交付を受けようとするものは、転入日の翌日から起算して1年以内、若しくは、転入日の翌日から起算して輪之内町内の集合住宅に居住を開始してから3年以内に、輪之内町輪之内町三世代同居近居住宅支援補助金交付申請書（様式第1号）を提出してください。</p>
6 申請書に添付する書類	<p>次に掲げる書類等を添付してください。</p> <p>(1) 子と親の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書等</p> <p>(2) 町外に継続して1年以上居住していたこと、又は転入後3年を経過していない者で、輪之内町内の集合住宅に居住していることを証明できる戸籍の附票、住民票除票の写し等</p> <p>(3) 建物登記簿の全部事項証明書</p> <p>(4) 住宅の売買契約書または工事請負契約書の原本の写し</p> <p>(5) 義務教育修了前の子どもが出産予定の子どものみである場合は、母子健康手帳の原本の写し又は出産予定であることがわかる書類</p> <p>(6) 町税等について未納がないことがわかる書類</p> <p>(7) その他町長が必要と認める書類等</p>

● リフォーム補助金

1 補助対象者	<p>次に掲げる要件のすべてを満たす三世代世帯とします。</p> <p>(1) 申請日において、親が継続して3年以上町内に居住（現に居住し、かつ、住民基本台帳法に基づく住民登録を行っていることをいう。）していること。ただし、介護保険施設、在宅とされる施設及びこれに準ずる施設に入所または入居している場合は除く。</p> <p>(2) 子世帯が継続して1年以上町外に居住した後、リフォーム工事に伴い町外から町内に転入していること、又は、輪之内町内の集合住宅に居住している者で、転入後3年を経過していない者が、リフォーム工事により引き続き輪之内町に居住をしている場合。</p> <p>(3) リフォーム工事後、申請日において、子世帯の構成員の全員が当該住宅に居住していること。</p> <p>(4) 三世代世帯の構成員の全員が、納期限が到来している町税を完納していること。</p> <p>(5) 三世代世帯の構成員の全員が、同一住宅について、当該補助金要綱に基づく補助金の交付申請を行っていないこと。</p> <p>(6) 三世代世帯の構成員の全員が、暴力団員による不当な行為防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員に該当しないこと。</p>
2 リフォーム補助金の交付の対象となる住宅	<p>次に掲げる要件の全てを満たすものとします。</p> <p>(1) 子又は親のいずれかが町内に所有するもので、いずれかの名義で所有権保存登記又は所有権移転登記をした住宅であること。</p> <p>(2) リフォームした住宅の床面積が50平方メートル以上であること。</p>
3 交付の対象となるリフォーム工事	<p>次に掲げる要件の全てを満たすものとします。</p> <p>(1) 子又は親のいずれかが契約した工事であること。</p> <p>(2) 工事の当初契約日が平成28年4月1日以降であること。</p> <p>(3) 建築基準法その他の法令に基づき適正に行われた工事であること。</p> <p>(4) 工事に要する費用の合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が100万円以上であること。</p>
4 リフォーム補助金の対象となる経費	<p>次に掲げるリフォーム工事とします。</p> <p>(1) 自ら居住するための部分の増築・改築等</p> <p>(2) 屋根、雨樋、柱、外壁の修繕・塗装等の外装工事</p> <p>(3) 床、内壁、天井等の内装替え、畳の取替え等の内装工事</p> <p>(4) 雨戸、戸、サッシ、ふすま等の取替え等の建具工事</p> <p>(5) 電気、ガス等の設備工事</p> <p>(6) トイレ、風呂、キッチン等の水周り改修等の給排水工事</p> <p>(7) その他町長が三世代同居近居にあたり必要と認めるもの</p>
5 補助の対象としないリフォーム工事	<p>次に掲げる工事経費は、補助金の対象としません。</p> <p>(1) 敷地造成、門、塀その他の外構工事</p> <p>(2) 家具、家庭用電気機械器具等の購入、設置等</p> <p>(3) 物置、車庫等の設置等</p> <p>(4) 国、岐阜県又は本町の住宅改修に係る他の補助の対象となる工事</p> <p>(5) その他町長が補助の対象として適当でないと認めるもの</p>

6 補助金の交付額	リフォーム補助金の交付額は、30万円を上限とし、4の補助対象の経費に10分の1を乗じた額（1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とします。
7 交付申請	対象工事を行った子又は親で、リフォーム補助金の交付を受けようとするものは、町外転入日の翌日から起算して1年以内に、若しくは、転入日の翌日から起算して輪之内町内の集合住宅に居住を開始してから3年以内に、輪之内町三世代同居近居住宅支援補助金交付申請書（様式第1号）を提出してください。
8 申請書に添付する書類	次に掲げる書類等を添付してください。 (1) 子と親の親子関係を証明できる戸籍全部事項証明書等 (2) 町外に継続して1年以上居住していたこと、又は転入後3年を経過していない者で、輪之内町内の集合住宅に居住していることを証明できる戸籍の附票、住民票除票の写し等 (3) 建物登記簿の全部事項証明書 (4) 対象工事の契約書及び領収書の原本の写し (5) 平面図、立面図その他の対象工事の内容が確認できる書類 (6) 対象工事を行った部分の施工前及び施工後の状態が確認できる書類 (7) 義務教育修了前の子どもが出産予定の子どものみである場合は、母子健康手帳の原本の写し又は出産予定であることがわかる書類 (8) 町税等について未納がないことがわかる書類 (9) その他町長が必要と認める書類等

● 補助金交付の条件等

補助金交付の条件等	(1) 補助金の適正な執行を期するため、町職員が補助金の交付申請その他の必要な事項についての住宅に関する確認及び検査を求めたときは協力願います。 (2) 当該補助金交付要綱及び関係法令を遵守してください。 (3) 交付決定後3年以内に、補助金の対象となった住宅に子世帯が居住しなくなったときは、 <u>町長が承認する場合を除き</u> 、補助金を返還してください。 ※ (3) の町長が承認する場合は・・・ (1) 療養、転勤または通学のため、転居又は転出が必要となった場合 (2) その他町長が必要と認める場合
-----------	---

● 提出に際する様式等（申請者関係分）は輪之内町ホームページよりダウンロードしていただくか、役場企画財政商工課窓口までお越しください。

- 申請書 輪之内町輪之内町三世代同居近居住宅支援補助金交付申請書（様式第1号）
- 申請取下げ書 輪之内町三世代同居近居住宅支援補助金交付申請取下げ書（様式第4号）
- 請求書 輪之内町三世代同居近居住宅支援補助金交付請求書（様式第5号）
- 変更届 輪之内町三世代同居近居住宅支援補助金変更届（様式第7号）

● 輪之内町三世代同居近居住宅支援補助金交付要綱（町HPをご覧ください）

問い合わせ先
輪之内町役場 企画財政商工課
TEL 0584-69-3126
メール kikaku@town.wanouchi.lg.jp

